

平成23年第3回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成23年9月15日(木曜日)

午前10時00分開議

午後 2時12分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君
	19番	岡田久俊君	議長	20番 山居忠彰君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	織田勝君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	土岐浩二君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院院長	吉田博行君		

教育委員 会長 尾崎 学 君

教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 生涯学習部 石川 誠 君

農業委員 会長 松川 英一 君

農業委員 局長 秋山 照雄 君

監査委員 三原 紘隆 君

監査委員 局長 高岩 淑通 君

事務局出席者

議事 事務局 局長 藤田 功 君

議事 事務局 局長 浅利 知充 君

議事 事務局 局長 議事 事務局 幹事 東川 晃宏 君

議事 事務局 局長 議事 事務局 幹事 御代田 知香 君

議事 事務局 局長 議事 事務局 幹事 榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

4番 渡辺英次議員。

4番(渡辺英次君)(登壇) おはようございます。

第3回定例会に当たり、さきに通告しました件の一般質問をいたします。

本年は、春先の低温多雨、そして夏には高温少雨となり、そしてまた昨今の降雨の影響などにより、これからの農作物の収穫にどれほど影響するのか心配しているところではありますが、夏場の少雨のおかげで各種催し物、イベント等が大盛況に終わったことは、産業振興の面で大変喜ばしいことだとも思っております。

また、3.11東日本大震災から半年がたちました。そして、この半年間で全国各地からの支援がありました。国や都道府県はもちろんであります。各自治体や民間団体、民間企業などが直接現地に向かい、さまざまなできることを支援していることは、本当に日本の誇りであると考えております。今後もできることをやっていける日本国民でありたいと思うところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

私からの質問は、一問一答とさせていただきます。

1つ目の質問は、先日盛會に終わりました産業フェアについて質問いたします。

平成12年から産業フェアとして開催されて、今年で12回目となりました。産業フェアは、本市における農業、商業、工業にかかわるものが数多く集まり、土別を知るためのもはや顔となるイベントだと感じているところであります。イベント内容も、特産品を生かした数々の飲食ブースや、総合体育館内では地元商店街の得の市、工業にかかわるブースでは、専門職の方々による実演や体験コーナーがあります。本当に充実した内容のイベントであり、そして運営している方々も実際にその専門職の人が非常に多いのも特徴だと思っております。いわゆる職人によるイベントであると思うわけです。そういったすばらしいイベントであることから、更に発展するようにという思いがあり、何点かお聞きしたいと思います。

この産業フェアであります。現在の基本的なスタンスは、市民向けの発信を基本としているイベントであると認識しております。会場にも数多くの市民の皆さんがにぎわっております。

しかし、一つ気にかかったことは、子供の来場がそれほど多くないと感じたことであります。本年の開催で、子供のかかわるステージイベントは、土別幼稚園と土別南中学校吹奏楽部の出演、そして羊の絵コンテストの表彰式などがありました。その時間にはやはり保護者が集まるために来場者数が多いのでありますが、それが終わると、潮が引くような感じで会場は少し寂しくなってしまいます。

そこでお伺いいたします。現在、出演依頼をするに当たり、幼稚園、保育所、そして小・中学校にどのような形で案内を出しているのでしょうか。また、子供が出演する場を更に拡大していくのはいかがなものでしょうか。子供の出演が多ければ、もちろん保護者の来場も期待ができて、来場者数の増加にもつながります。そして、更にそれよりも重要視していることは、先ほども話しましたとおり、このイベントは本市の農・商・工業が集結したイベントであり、土別の顔であります。そこに子供たちが集まり、土別のことを楽しく学んでいける絶好の社会教育の場にふさわしいのではないかと思います。このまちでもこんなにいろいろなお仕事をやっているんだと子供たちに感じてもらえることや、少しでも多くの子供に地元に残りたいという思いを培う、このような機会はなかなかないのではないのでしょうか。そういった視点も含めて、私は今以上に子供たちが来場するように目指すべきと考えますが、これからの方向性をお伺いしたいと思います。

もう1点は、別な視点からお伺いいたしますが、この市民向けの発信スタンスは今後も変わらないのでしょうか。旭川の北の恵み食ベマルシェを初め、全国各地で地域の特産物や地域料理、また駅弁など、おいしいものは食べに行きたいという傾向はまだまだ変わることがなく、流行を超えた域にもなっているのではないかと感じております。本市においても、すっかりとサフォークが定着し、食肉もメニューも非常に定評のある位置づけがされているところであります。そういったものを市民と触れ合い楽しむことも原点であると思うのですが、これだけ名の通ったものになれば、せっかくの産業フェアを積極的に市外に発信してもよいのではないかと考えております。

開催日についても、隣町のなよろ産業まつりと同日でありました。農作物の収穫を考慮しますと、どうしても同じ時期になることは避けられないと思うのでありますが、定住自立圏構想の協定を締結している土別・名寄両市において、産業振興の観点からも今後検討していくべきではないかと考えております。

更に、北海道のこの道北圏内を発展させるためには、枠組みを超えた取り組みが必要と考えております。ぜひ前向きな本市の考え方を伺いしたいと思います。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

渡辺議員の御質問にお答えいたします。

本市の産業フェアにつきましては、ラブ土別・パイ土別運動の一環として、市内の農業、林業、商業、工業、そして消費者が協力・連携し、多くの市民に新鮮な地元の農産物やさまざま

なものづくり技術などを見て、食べて、体験していただくことにより、土別の魅力を再確認し、これまで以上に土別を愛し、土別の産品を多くの市民が活用あるいは購入することにより、元気な土別をつくることを目的に本年度で12回目の開催となりました。

まず、幼稚園や保育園を初め、小・中学校に対するステージイベントへの出演の依頼についてですが、これまでは幼稚園や保育園、小・中学校を初め、市内で活動する団体の中から音楽演奏などを中心にステージイベントの出演依頼を行っており、ステージのタイムスケジュール等の関係もあるため、協議会において出演団体を選定させていただき、御案内をしているところであります。

渡辺議員からお話しのとおり、幼稚園や中学生など子供たちの演奏などが終わるとどうしても会場内のお客様も少なくなるといった時間帯もありましたので、今後はタイムスケジュールを調整しながらできるだけ多くの団体に御出演いただき、多数の来場者に最後まで楽しんでいただけるステージイベントとなるよう、出演の案内方法につきまして、主催団体でありますラブ土別・バイ土別運動推進協議会で十分検討してまいりたいと考えております。

次に、産業フェアを子供たちの社会教育の場として位置づけるべきとの御提言についてであります。

この産業フェアには、数多くの関係者の熱意により、地元の農畜産物が多く出品、販売されているほか、それに関する各種事業紹介のパネル展示や、ものづくりという点においても、技能士会の方々による木工製品等の展示販売、包丁研ぎ、表札書きやフラワーアレンジメント教室などのほか、しおりづくり、コースターづくりなど、学校ではなかなか感じ取ることのできないコーナーもあるわけであります。こうした会場に次世代を担う子供たちが少しでも多く参加していただくためにも、例えば羊毛を使った製品づくりや、地元の農作物を利用した加工品づくりなどの新たな体験メニューについて、協議会で検討してまいりたいと考えます。

また、ラブ土別・バイ土別運動推進協議会では、産業フェア以外にも、土別の魅力を再確認するための土別再発見バスツアーや、たくみのわざを体験するものづくり教室、土別の食を考える「見直そう！食とまちフォーラム」なども実施しておりますので、子供たちの自主的な参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、市民向けのイベントから市外に積極的に発信すべきとのことですが、産業フェアにつきましては先ほど申し上げましたとおり、ラブ土別・バイ土別運動の一環として、市内の農業、林業、商業、そして消費者が協力・連携し、多くの市民に新鮮な地元の農作物やさまざまなものづくり技術などを実際に見て、食べて、体験してもらうことを基本としており、どちらかといえば市民向けのイベントであると認識しているところであります。

その上で、旭川で開催されております北の恵み食ベマルシェの事例を参考に、本市が誇るサフォーク羊肉を一つの素材に、産業フェア自体を市外に発信してはとのことですが、これまでも北海道じゃらんや北海道ウォーカーなどの観光雑誌や、上川地方観光連盟で年6回、偶数月に発行しております観光情報誌「大雪」へも情報を掲載するなど、PRに努めていると

ころであります。

産業フェアには、これまで友好都市である愛知県みよし市を初め、さっぽろ市士別ふるさと会の皆様や帰省者など士別にゆかりのある方も市外から参加していただいておりますが、これまで以上に多くの方々に御来場いただきますよう、広く情報を発信してまいりたいと考えております。

また、今後とも市民みずからが会場に足を運びたいくなるような魅力的なイベントにすることによって、市外からの集客に結びつくものでありますので、事業予算や組織体制、更には企画運営の手法も検討の上、協議会、幹事会の意見を聞いてまいりたいと考えております。

次に、開催日の調整についてであります。今後、主催団体を初め、出店団体によるアンケート調査と意見交換会を実施し、来年に向けた検討も行われるところでありますが、日程の調整につきましては、直前に開催されている天塩川まつりや、農産物の収穫期やその後の収穫作業など総合的に考慮しても、近隣イベントと日程調整することは難しいと考えているところであります。

また、定住自立圏構想における名寄市との連携についてであります。士別市と名寄市は、中心市として一体となって圏域の振興を進めていく立場でありますので、イベントの開催時期も含めどのような連携ができるのか、今後協議をしてみたいと考えております。

以上申し上げ私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君）（登壇） 2つ目の質問に入ります。

2つ目の質問は、災害等の緊急時に適切な対応をするために何点かお伺いいたします。

先ほども話しました3.11東日本大震災につきましては、改めて言うまでもなく、日本国民の誰もがその甚大さに脅威を覚え、そして防災対策の重要性を感じているところではないでしょうか。第2回定例会でも菅原議員から、そして今議会でも小池議員から防災に関して何点か質問がありましたので、重複しないところで質問したいと思います。

1点目は、現在策定されている士別市防災計画であります。第1章の総則から始まり第9章まで、防災計画や災害時の応急対策、ライフラインの確立など事細かく記されているわけですが、まずはこの士別市防災計画は、これまで本市において起きた災害を踏まえ、緊急災害時に生かされるように策定されているのか。例えば昨年のような豪雨が長期化し、浸水する地域が拡大したことを想定した場合は、どのように対応するのかお伺いいたします。

2点目は、防災備品の中で、市所有の発電機や水中ポンプ、投光機などありますが、所有数を上回る台数が必要となった場合は、リースにて対応するとなっております。しかし、災害が複数の地域まで広域化したときなどに迅速に取りそろえることができるのか、非常に心配するところでもあります。万が一、広域に停電になった場合など、どこの地域でも発電機や投光機が必要になることから、必要数が早急にそろえるのか心配であり、私は市の所有台数を増やすべきではないかと考えるのでありますが、本市の見解を求めます。

また、発電機や投光機などについては、本市のようにさまざまな祭りやイベントを行うまちでは、イベントで利用できるなど有効に活用することも可能であることから、ぜひ前向きな答弁をいただきたいと思います。

3点目は、自家発電装置について質問します。

小池議員の質問の答弁で、避難場所などで使われる学校には自家発電装置が設置されていないとありました。私からは逆に、市所有の施設で備え持っているところはどのくらいあるのかお聞きいたします。

北海道でも、北電泊原子力発電所にて、これからの運転に関してさまざまな議論が起こっております。この寒冷地で冬場に電力不足になった場合は、大変な事態になることが予測されるわけであります。北電で推進しているオール電化住宅も、今では新築物件に関しましてはその大半が設置されており、電力に依存している私たちの生活に不安がよぎります。特に施設などの建物で電力が不足する事態になった場合、機能が低下しないためにも、十分に賄える自家発電装置が必要不可欠と考えます。装備されていないところで電力供給が損なわれた場合の対応も伺っておきたいと思います。

4点目に、災害協定の関係で質問いたします。

第2回定例会の菅原議員の質問の答弁で、災害協定に関して、北海道や道内全市町村と応援協定を結んでいることや、市内の企業や団体とも物資の調達や貸し付けに係る協定を結んでいるとありました。また、友好都市であるみよし市との支援協定を協議するとありましたが、私は、特に物的支援と人的支援の面から提案させていただきます。

3.11東日本大震災では、余りの規模の大きさに、国を初め各県も迅速な対応に困難を強いられた状況にありました。その困難に拍車をかけていたのが、災害救助法の規定が国、都道府県、基礎自治体といった垂直型の支援策しかないことだと考えられます。当然基礎自治体としては、上からの要請がない限り、きめ細かな支援をすることができないのが現状でした。そして、それは国からの財政措置もなされていないからなのであります。しかし、被災地では、物的支援はもちろんのこと、救助や復旧作業、または医療や教育、保育など、たくさんの人的支援に急を要していたと聞いております。この現地と支援する側のブランクを埋めるためにはどうすべきなのか。今回被災した福島県南相馬市においては、東京都杉並区と災害時相互援助協定を締結しており、同様に杉並区と協定を締結している群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市、そして隣町の名寄市が、自治体スクラム支援会議を立ち上げ、自治体間での直接的支援を行っております。私は、このような水平型の支援体制の構築もこれからの災害支援には不可欠ではないのかと考えております。被災地からダイレクトに支援要請がなされ、スクラム支援にて各自治体で支援内容を分担し、迅速に対応する。これがまさに地域の有効な支援の輪なのではないでしょうか。しかしながら、現状ではこの支援体制には国からの財源措置が講じられていないことから、自治体スクラム支援会議は、本年4月8日に菅直人前首相に財源措置をとるよう要請しております。

今回の災害で、全国各地でこういった形の支援体制を望んでいる自治体は少なくないと思われることから、私は、本市においても先陣を切って地域の災害支援体制の確立を推進するように強く提案いたします。

このたび本市において行った土別にコラッセ夏学校で縁を持った福島県川内村や、定住自立圏構想の協定を締結した各自治体などこの縁を大切に、防災にも生かすべきと考えております。そして、これから起こり得る想定外のことも想定し、ぜひ早急に安心できる防災体制の確立をお願いしたいと考えますが、これからの災害支援協定の件、どのようにお考えかお示ししていただきたいと思っております。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、土別市防災計画及び本市における近年の災害状況等についてであります。

防災計画については、災害対策基本法に基づき、災害予防を講じることを初めとして、災害時には防災関係機関が連携し、市民の命と財産を守るために迅速、的確に対応するための計画であります。

まず、近年発生した災害状況についてであります。昨年7月29日に発生した大雨による災害は記憶に新しいところであります。このときの降水量は1日111ミリと観測されており、1時間の最大降水量では24.5ミリとなっております。このときの災害で、市内西栄地区において2軒、武徳地区及び温根別地区でそれぞれ1軒の床上浸水があったほか、床下浸水や農業、そして土木にも被害が発生し、避難勧告や避難指示を発令した地域がありました。

また、本年9月2日、早朝から降り始めた大雨についてであります。このときの1日の降水量は128ミリとなり、これは昨年の災害時の降水量を上回ったところですが、農業や土木の一部に被害が発生したものの、昨年避難した経緯がある西栄地区においては、本年度、防災ポンプ設置工事を実施し、排水設備にポンプ4台を常設したこともあって、道路の冠水も見られず、被害は発生しなかったところであり、避難勧告なども発令しておりません。

一方、風による災害は、平成16年9月の台風18号により、最大風速で15メートル、最大瞬間風速では38メートルが観測され、人的被害や住宅被害が発生したところであり、自主避難された市民の方がおられました。

なお、地震による災害については、これまで発生していない状況にあります。

そこで、昨年発生した大雨による被害の規模で、それが長期化し、浸水地域が広域に及ぶと想定した場合の対応についてであります。浸水地域が広域に及ぶおそれがあると判断した場合、災害対策本部においては、浸水対策を講じることはもちろんのこと、避難勧告や避難指示を発令し、避難先を指示して、迅速に避難誘導に当たるといった手順で、まずは安全に避難していただくことが最優先となります。同時に、避難者に対する食料や生活物資あるいは医療の対策を講じるとともに、被災した地域については防疫や清掃などの対策を実施しなければなりません。

本市における近年の災害状況と災害発生時の対応について申し上げましたが、防災計画については、過去の災害実績をもとに策定されたものであり、本年度作成するハザードマップについても、これまでの浸水被害データにより予測される地域を想定したものとなります。ただ、このたびの東日本大震災は想定をはるかに超える規模のものであり、災害対策については予断が許されないということを常に認識しておく必要があると考えております。

次に、防災備品の確保及び市の施設における自家発電装置の設置状況についてであります。

現在、市所有の発電機は、発電容量は少ないものの本庁舎に1台、朝日総合支所には防災行政無線用発電機が1台、そして避難所などでの電力確保用として防災ステーションに4台の計6台となっております。これら市が所有する発電機の台数を上回る数が必要となった場合は、防災協定を結んでいる土別建設協会を初めとした市内業者からリースすることで対応することになっており、お話のように広域で停電した場合を想定しての対応についても、優先的に使用できることの協議を行っていくなど、十分に意を配してまいります。

次に、自家発電装置を設置している市の施設につきましては、市立病院、東山浄水場、土別下水処理場、朝日と上土別の下水処理施設の合計5施設であります。本庁舎も含め、そのほかの施設では自家発電装置は設置されていない現状になっております。このため、特に災害対策本部となるべき市役所においては、さまざまなデータを保管するコンピューターのサーバー等が稼働しないといった可能性もあり、早急に対策を講じなければならないと考えております。

また、心配されるコスモス苑や桜丘荘においては、医療機器を使用している入所者の状況に応じ、直ちに市立病院へ搬送する体制をとる考えであります。

なお、市の所有する防災備品をイベントなどで活用することにつきましては、スコップなどの備品は別として、特に発電機については、これにかかる維持管理費等を考慮しますと、リースで対応することがより効果的であると考えております。

次に、災害協定についての御提案がございました。

東日本大震災を契機に、自治体間での支援体制を構築しておくことの重要性が高まっており、本市といたしましても、6月の第2回定例会で申し上げましたとおり、現在、友好都市である愛知県みよし市と、人的支援や物資の支援に加え、住民情報を初めとするデータの保管も含めた支援協定の締結について協議を進めているところであります。こうした支援体制については、一つの自治体にとどまることなく、複数の自治体と支援協定を結ぶことがより効果的でありますことはお話のとおりと考えますが、まずは初めとして、みよし市との協定が実効的なものとして締結することができるように鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目なんですが、先ほど答弁の中で、必要数が足りない場合は、建設協会等と締結しておる発電機等のリースを行うということでありましたが、例えばそれはどの程度の災害のと

きに何台必要かという、その辺の把握はできているのかということがまず1点と、あと、冬期間の場合は、システムの稼働の部分と、あと例えば市立病院だとすると、例えば暖房であるとか、そういう部分でも電力が必要と思われるんですが、その辺も考慮されているのか、御答弁お願いいたします。

それと、もう1点、災害協定の答弁の件なんですが、先ほどちょっと私、質問の中で言ったんですけれども、防災に関して、災害救助法というのと災害対策基本法というのがあると思うんですが、災害対策基本法の中では、自治体の責務と相互協力の努力義務を規定しています。そして、それに対する国の負担というのも規定されているんですが、これに対して災害救助法の中では、あくまでもその自治体の国の負担に関しては、都道府県知事が国の法定受託事務として救助を行った場合と定められております。簡単に言いますと、要するに市が単独で行うことに対しましては国の助成が全くないと、そういうことになるのかなと思います。

先ほど私が質問した中もそういう部分も含めて質問したつもりでしたが、ちょっと質問が悪く、この辺の答弁がなかったので、本市としましてそのことに対しましてどういう考えをお持ちかということを質問いたします。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） まず1点目に、発電機でございますけれども、どのぐらいの災害のときにどのぐらいの台数を想定しているかということでありまして、冬期間のお話もございました。

災害時においてですね、停電となる地区が、それぞれの災害の状況によって違います。ただ、市内には今現在、リース協定を結んでいるのは30台ございますので、そのときの状況に応じて、例えば医療用ですとか、いろいろな施設の発電用というのもございますし、例えば酪農家においてもですね、毎日搾乳しなければならないという状況の中で、夕方、停電になるということになりますと、そういったところにも配付しなきゃならんというふうなこともありますので、そのときそのときの状況に応じて適切な配置ができるように、今後もですね、今30台契約としておりますけれども、想定を超えるといった場合にはどのような対応をしていけばいいのかといったこと、広域的な協定も含めて考えていきたいというふうに思います。

それと、次に、災害救助法にかかわって、これはお話のとおり救助法に基づく指定地域、国から要請あって、それぞれの自治体が応じた場合については財政的な支援があると。ただ、先ほど自治体スクラム支援会議のお話ございましたけれども、例えば愛知県のみよし市と私ども協定結んでおりますけれども、災害救助法によらないですね、私どもが必要ということを手方と話して単独でいった場合につきましては、これは当然災害救助法に基づかないわけですから、国からの財政支援がないということでありまして。

ただ、今回、いろいろ東日本大震災の状況等を見ておきますと、そういった法律に基づいて指定された地域以外でも、その周辺地域も、何も指定された地域と状況は変わらないといった地域も多く、そこに対する支援というのもそれぞれいろんな形で取り組まれております。

そういったところの財政支援については、法律に基づくとできないということでもありますので、私も今後、先ほど川内村との今後の提携というお話もありましたし、今、川内村については避難中でもありますので、そういったお話のできる状況ではありませんけれども、昨日の道新によりますと、この12月に自分のところに戻るという宣言をして、来年2月から3月にかけて川内村に戻れるというようなお話もございましたので、相手方が落ちついたときにそういったお互いの支援の話をしていかなきゃならんと思いますけれども、お互い同士ですと災害救助法に基づく支援というのはないので、そういった場合にもしっかりと国の財政措置が付けられるようにということを今後、道北市長会あるいは全道市長会などを通じて、国のほうにしっかりと要請していかなければならないというふうに考えております。

議長（山居忠彰君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君） ありがとうございます。

今お話の中で、まずみよし市とという部分、それと対自治体との場合はそれぞれの自治体負担になるということで、国に対して要請をしていきたいという答弁であったかと思うんですが、私がなぜ今言っているのかといいますと、国民も当然土別市民もそうだと思うんですが、これだけ大きな災害があると、やはり皆さんすごく敏感になっている部分があると思うわけです。それで、せっかくこういう、せっかくと言ったら本当に被災者の方に失礼なんですけれども、これを本当に教訓に、今何かやらなければいけないことというのを一つ一つやっていくことが非常に大事なのかなと思います。

一昨日、小池議員のほうから「自治体から国を動かす」という言葉があったかと思うんですが、私も本当にそれには共感いたしまして、災害協定と防災対策に関しては、今やらなければいけないことだと強く思っていますので、その辺、牧野市長、どういう見解か一言いただきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 渡辺議員の再々質問にお答えいたしますけれども、昨日の小池議員あるいは粥川議員等々含めて、地方から国にしっかりと提言をしていかなければならない課題というのは、これは相当山積みであります。

ただいま、渡辺議員からのお話のとおり、この法律に基づいて、私どもとみよし市の中だけでの協定で行き来をしたとしても、国の支援が得られないという問題については、これは土別だけの問題ではなくて、全道、全国的にかかわる問題でありますから、この種の問題を含めて、しっかりと道北市長会あるいは全道市長会、地方六団体含めながら、国と地方の協議の場というのが法定化されたわけでありますから、そういう中でもしっかりと物事を申ししていきたい、こう考えます。

それと、自然エネルギーの問題等々についても昨日から御質問ございまして、土別として、朝日発電所の建設に向けて再度御提言申し上げていきたいという答弁をしたんでありますけれども、まさにこの地方が担っている資源、有効な資源がたくさんあるわけありますから、こ

ういものを、エネルギーについても全国で分散をしながら、まさに地産地消という基本理念に立ちながら、私どももしっかりした提言を幅広い分野にわたって行っていきまさに時代だと思ひます。

あわせて、地方主権の時代でありますから、まさに地域が知恵比べをする時代でありますので、その知恵を市民含めて議会の皆様方からもいただきながら、しっかりとした提言活動をこれからも行ってまいりたい、こう考へている次第であります。

議長（山居忠彰君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君）（登壇） 3つ目の最後の質問に入ります。

公共下水道事業の合流改善について質問いたします。

本市の公共下水道は、地区により、汚水と雨水を別の管で排水する分流方式と、雨水と汚水が同じ管により排出される合流方式とで構成されております。そして、平成20年度より合流方式を分流方式に切りかえる工事が進められ、土別市総合計画の中では平成29年度をめどに完成を予定しているのですが、まずは現在までの進捗状況をお知らせください。

また、この工事实施年数なのですが、何とか総合計画を見直しして、少しでも早い時期の完成を目指せないものでしょうか。その理由としましては、先ほどの質問にもかかわるのですが、昨年7月の豪雨や今議会招集日であった9月2日そして3日のように、長時間にわたる降雨があった場合に、やはり浸水しやすい地区においては、非常に生活の不安を募らせることになるのであります。また、昨年のように避難勧告が出るほどの豪雨がもう来ないとは言ひ切れない気候の変化を感じるのは、だれもが思うことではないでしょうか。

現状の下水道の構造上、降雨量によってはあふれ返ってしまうことがあるのはいたし方ないとしましても、市民の安心・安全の面からも、早急な改良事業をしていくことは行政の大きな役割であり責任であると思ひますので、ここ数年の気象状況の変化も考慮しながら、計画の短縮ができるよう検討していただきたいと思ひますが、お考へをお知らせください。

次に、下水道合流改善事業に伴う一般住宅の宅地内の汚水・雨水分流工事について質問いたします。

私たちが暮らす住宅の中で、敷地内の都合などにより、無落雪構造の住宅があります。屋根にたまった雪や雨を配管により排水するシステムであります。下水道が分流方式の地区の場合は、当初から雨水管に接続するように工事がなされております。しかし、下水道が合流方式の地区の場合は、屋根の雨水を排水するところがなく、汚水と一緒に排出されているのが現状であります。宅内の汚水、雑排水に関しましては、宅地内に最低一つは公設ますが設置されており、そこに排水管を接続するのでありますが、雨水の場合は公設ますが設置されていないことから、使用者負担で道路の雨水管に接続することになっております。これが例えば雨水管が道路の反対側であったり、もしくは雨水管の深さが極端に深い場合など、その工事金額はとて少額とは言ひがたい場合が数多くあります。使用者個人で負担するには非常に厳しいのが現状であります。

そこで要望したいのでありますが、宅地内の雨水工事に於ける宅地部分は当然個人負担によるものでよいと思うのでありますが、宅地外の道路の部分の雨水管接続までの工事に於ては、助成制度を設けることはできないものでしょうか。また、既存で雨水管が入っている分流地区に新築する場合なども同様、敷地外の雨水管の接続の個人負担は大きいことから、助成制度を設けていただきたいと思いますのであります。

現在、本市において住宅改修促進助成事業や住宅新築促進助成事業等を実施しておりますが、さきにお話ししましたとおり、下水道に於ては、全市民に安心を与えなければならないライフラインの一部としても考えられますので、別枠での助成制度を設け、分流工事の促進を考へる必要があるのではないのでしょうか。市の見解をお伺いいたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） お答えいたします。

本市の公共下水道事業は、昭和36年に事業着手したところであり、現在の認可面積は669.5ヘクタールとなっております。事業着手当初から昭和47年に認可変更し分流式を採用するまでの間においては、建設コストが比較的割安で、短期間に事業効果があらわれやすい合流式下水道を採用し整備してきたところであり、宮下通り以南、13丁目以北のJR宗谷線から東広通りまでの区間が合流式区域となっており、その面積は149.2ヘクタールであります。

しかし、合流式下水道では汚水と雨水を1本の管で排除するため、多量の雨が降ると一時的に流れ込む水量が増加し、管渠や処理場の能力を超え、未処理水が河川に放流される場合があるなど、近年、合流式下水道が起因となる水質汚濁によって下流域に与える影響が問題視されてきていることから、国の方針に基づき、平成18年に合流式下水道改善計画を位置づけし、事業に取り組んできたところであります。

また、平成21年度には、制度上有利な合流式下水道緊急改善計画を国に申請し、計画期間を5年、計画面積を40.4ヘクタール、計画延長約10キロメートル、事業費は15億1,500万円として鋭意推進しているところであります。今年度までの事業費投入額は毎年約3億円となっております。今年度末の整備予定面積は約25ヘクタールであり、平成25年度完成に向け順調に事業を進めているところであります。

そこで、総合計画に於ける進捗状況についてであります。最終年次の平成29年度までの計画面積は81.2ヘクタールとなっており、現時点での進捗率は約31%となっているところであります。また、149.2ヘクタールの合流区域を完全分流化するための総費用は約50億円の予定であり、36年度の事業完了に向けて、今後も積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、気候の変動に考慮して計画期間の短縮ができないのかとお尋ねについてであります。お話のとおり、市民の安心・安全の面からは早期に事業完了することは望ましいことではあります。ただいま申し上げましたとおり、完全分流化に要する費用は50億円にも上り、期間短縮のためにはこれまで以上に巨額な単年度予算が必要となります。財政的な負担も増加いたしますことから、合流式下水道緊急改善事業の活用が不可欠でありますので、平成25年度が

期限となっております合流式下水道緊急改善計画の更なる制度延長について、北海道及び関係団体を通じ、国に対し強く要望してまいりたいと存じます。

次に、一般住宅等の雨水管の宅地分流工事についてのお尋ねがありました。

無落雪屋根構造の住宅については、除排雪など雪処理の軽減が図られますことから、近年、増加傾向となっており、公共下水道区域内に建てられる年間約40戸のうち、15戸程度が無落雪住宅となっているところであります。また、合流区域内の無落雪住宅建設はおおむね年間5戸程度であり、建築確認申請の提出時に、排水設備や流末等の有無について審査及び指導を行い、宅地内配管は雨水と汚水を別々に埋設していただき、公設ますにそれぞれ接続するようにお願いしており、合流改善事業実施の際には市が切りかえ接続を行うこととしております。

また、分流区域内及び合流改善完了地区においては、適正な流末として雨水管、トラフ、道路路面ます等への接続を指導いたしているところであります。現在、合流改善を実施している地区内に既に建設されていた無落雪住宅や融雪槽等については年間15戸程度あり、宅内排水接続の切りかえを市が実施し、雨水、汚水の分離を行っているところであります。

次に、道路内の雨水管等への接続工事に関し、個人負担が多額となる場合の助成制度についてお話がございましたが、合流改善事業及び設備更新事業などに今後ますます巨額な費用が必要となりますので、現時点での新たな助成制度創設につきましては困難な状態でございます。

なお、下水道は、市民生活にはなくてはならないライフラインとして重要な都市施設でありますので、今後も長寿命化など積極的な取り組みを行いながら、適切な維持保全に努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上申し上げまして御答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君） 質問を終わります。

議長（山居忠彰君） 5番 丹 正臣議員。

5番（丹 正臣君）（登壇） 第3回定例会に当たり、通告に従い3点ほど一般質問をさせていただきます。

初めに、士別市農畜産物加工株式会社、以下、会社ということで御理解いただきたいと思いますけれども、ここ数年続く景気の低迷、農畜産物加工販売が苦戦を強いられております。3年前に総販売元であります会社が、事故米ということでの風評被害等々がありまして、売り上げが減少いたしました。そのことだけではないと思うんでありますけれども、市内で収穫された農畜産物を使いながら地産地消、更にはラブ士別・バイ士別の役割を担いながら、引き続き市民に安心される会社経営をしなければなりません。

しかしながら、22年度の決算では、残念ながら2,600万円の赤字を計上することになりました。ことしは施設の一部改修、更には冷凍機の入替え等々で3,800万円の補正予算を組んで会社のでこ入れを図ろうとしております。今後の経営に当たっては、会社の総意のもと、このような赤字を出さないようにするべきでありますし、22年度の2,600万円の赤字の償還を累積

にしてそのまま置いておくのか、経営努力をしながら単年度収支、更には年度計画を持ちながら償還をしようとしているのか、考えをお示しをいただきたいと思うのであります。

次に、会社内に米粉製粉機を導入し設置をした件についてお伺いをいたします。

私は、昨年 の 定例会において、基幹産業が農業のまち土別において、JAや広域的な視点の中で米の消費拡大、更には道北地方の米の面積を守るために、米粉機を導入し広く市民に利用を促し、そういうことを政策提言をしたつもりでございます。

私は既にこの会社では製品の中に米粉等が使われているという視点で質問したんでありますけれども、そのときには使っていなかったということでありました。そういう意味で、今回会社内に設置したことにちょっと理解ができないわけでございますので、なぜこの会社に設置をしたのか、その理由と会社における利用効果、経済効果をどのように考えておられるのか、更に先ほど言ったように、広く市民の皆さん方に利用されるような利用計画を立てているのか。私は、経済建設常任委員会の中であの施設を見せていただきましたし、ここに米粉機を置くんだということも説明を受けました。残念ながら、あそこに広く市民が行って使えるような状態ではないと思うし、私の思うところは、先ほど言ったようにJAや広域的な視点の中で、広い施設の中で使うということの点で考えておりますので、市長との考え方が違うんでありますけれども、そのようなことについて今後の利用計画等々を含め、まだ設置して5月ですから何カ月もたっておりませんので、今までの利用実績等々があればお知らせをいただきたいと思うのであります。

2点目として、土別剣淵名寄間の高速道路の早期完成に向けてのその進みぐあいについてお尋ねするものであります。

一時は工事が凍結したり、今では予算が復活するなど、工事は少しずつではあるけれども進んでおります。しかしながら、このままであれば、剣淵土別名寄間21キロぐらいだったと思えますけれども、10年以上かかる。しかも、その中で多寄で区切っているということもありますので、ぜひとも多寄で1回おりするんでなくして、完成のときには名寄まで行くというような運動も展開しなければならないと思っております。道北地方に住む者として、稚内札幌間の高速道路網ができるということは悲願でありますし、道北、北海道の物流、観光、経済にとっても欠くことのできない高速道路網だというふうに理解をしております。

市長はさきの行政報告の中で、縦貫自動車道の必要性を説きながら、民主党や農林省、国交省、更には関係省庁、代議士に中央要請をしていると言われておりますけれども、今までの計画に対して、実績がどのような形で達成されるのかも伺います。

政府は昨年、1年間に限り高速道路の無料化社会実験を実施いたしました。それは交通量をはかりながら、今後、建設に向けての1つには基礎資料になるものだというふうに私は理解しております。効果としては、北海道全地区、一部無料化にはならなかったんですけれども、無料であったということでの利用頻度が高くなったり、高速道路の価値観が高まったのも事実でございます。

いまだ土別名寄間の工事が大きな形で目に見えないんでありますけれども、このことについては、工事者である道路公団の予算もあるでしょうし、更には地権者との話し合い等々もあるんだらうと思うんであります。その中で、我が土別市が担当している地域における行政としての役割はどこにあるのか。道北地方におけるおくれている社会資本整備、更には公共事業の創設など高い経済効果のある大事業でありますので、少しでも早く開通することを望むものであります。

また、市として、無料化社会実験効果を、今国はまだ見えておりませんが、検証する必要があると思います。この事業にどのような効果、影響があるのかを行政としてどうとらえているのか、この機会にお知らせをいただきたいと思うのであります。

次に3点目、市内小・中学校の適正配置計画の進捗状況についてお伺いするものであります。

3月の定例会後、市内小・中学校適正化配置計画検討委員会が4回にわたり会議を開催し、更には2回、3回の現地説明会を受けたということでの提言を受けて、私ども市議会議員にもその計画が示されたのであります。教育委員会としては20年計画で実施するんだ、そういうことであります。

現在、土別には17校の小・中学校があります。土別市内を初め、郊外は過疎化と人口減により、小学校の1年生がゼロになるという学校もあると言われておりますし、また全校生徒で10人を切るという学校もある。そういうことからいってこの計画が示されたんだと思いますけれども、子供たちの教育を高めるには、学問はもちろんのこと、協調性だとか競争力をつけるためには、ある程度一定の児童・生徒がいなくなかなか難しいものであります。私は、学校だとか病院だとかというのは、経済合理性、損する得するで論じることではないと思うんでありますけれども、しかしながら、現状を見たときに、生徒数、児童数がいなくなることになればですね、これは避けて通ることができないんであります、教育環境をより一層充実強化をしながら、計画に沿って進めるべきだと思うのであります。

ただ、どこの地域でも、学校でも、教育は無論のことなんですけれども、学校は地域においては文化だとかコミュニティの中心的な役割を担っているのが郊外非常に大きいものがあるわけでございまして、しかも、対象小・中学校は100年以上の歴史を有する学校であります。ただ単に閉校することはまことに寂しく残念なことではあります。しかしながら、第1期計画では25年からになっております。私の住む中多寄小学校が一番手に挙がっております。それらの対応を含め、どのような計画の中で、地域住民、更にはPTAの皆さん方に話し合いをし、理解を進めようとしているのか。更には、閉校後の地域振興として、学校を核としての跡地利用をどのような形で協議をしようとしているのかも含めてお聞きをし、質問を終わるものであります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、土別剣淵から名寄間の高速道路の早期完成に向けてについて答弁申し上げ、

士別市農畜産物加工株式会社につきましては副市長から、小・中学校の適正配置計画の進捗状況については教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

最初に、高速道路無料化社会実験についてであります。

国は、高速道路の無料化による地域への経済効果や渋滞緩和への効果、環境への影響について調査するため、昨年6月から北海道縦貫自動車道、士別剣淵から岩見沢間を初め、全国で約2割の高速道路において社会実験を行ってきましたが、本年6月19日をもって一時凍結されているところであります。

そこで、無料化社会実験の効果と検証についてであります。高速道路無料化社会実験による効果については、その効果を検証する区間が深川から旭川鷹栖間となっており、士別剣淵の交通量のデータは示されていないものの、本年3月、国土交通省が発表した無料化社会実験開始後6カ月間の物流に関するデータによりますと、高速道路における札幌市周辺エリアから旭川市周辺までの大型車の利用台数は、前年同期間と比較して約31%、1カ月期間当たり5,631台の増加があったと報告されているところであります。

更に、国土交通省が本年7月に示したデータによりますと、社会実験区間の交通量は、実験前と比較して、全国ベースでは約2倍に増加しているということであり、士別剣淵インターチェンジにおける通行量は、さきに申し上げたとおり具体的なデータはありませんが、相当数の一般車両が高速道路を利用していたことは明らかであり、こうしたことから地域住民の行動範囲の拡大や物流面でのコスト削減、更に本市においては、日本最北インターチェンジ・キャンペーンを実施したように、観光面での効果や合宿、企業誘致の試験研究などの来訪者の便宜が図られるなど一定の効果があったと推測されます。一方で、旭川や札幌方面まで行動圏が拡大したことに伴い、市内消費の一部が流出してしまうなどの影響もあったものと想定されているところであります。

このたびの無料化実験によってメリット、デメリットが明らかにされてきている状況にありますが、これらについては、年齢、性別あるいは職種等によってさまざまな考え方があろうかと存じます。国においては今後、無料化実験についての総括を行うものと思いますので、まずはその推移を注視してまいりたいと考えております。

次に、高速道路建設の早期完成に向けての取り組みについてであります。

北海道縦貫自動車道、士別剣淵から多寄間は、事業主体である旭川開発建設部が予定している平成27年度中の供用開始に向けて、現在、用地買収、更には切り土工事や中士別大橋下部橋脚工事などが進められているところであります。

高速道路は、広大な面積を有する道北地域において、農畜産物の流通を初め、交流人口の拡大、産業、経済の活性化などに欠かせないものであり、特に重篤な救急患者の第二次、第三次救急医療機関への搬送において重要な役割を有していることは申し上げるまでもありません。このことから、私が会長を務めている旭川名寄間建設促進期成会を中心に、高速道路の整備促進について、国会議員や国土交通省を初めとする関係省庁に対し要望を行っており、地元自治

体としても円滑な事業推進に向け調整に努めているところであります。

しかしながら、本市において高速道路が建設される箇所は、市内でも有数の水田・畑作地帯であり、これら優良な農地が分断されることから、沿線地権者は無論、地域農業者にとって営農上の支障や懸念も生じてきている中、市としてもこの解決に向けて地域の方々とともに努力してきたところでありますが、その先行きについては一定のめどが見えてきたものと認識しているところであります。

名寄までの高速道路の開通に向けては、多寄から名寄までの残り12キロメートルがいまだ事業認可を受けていない区間であり、この区間の事業決定が早期になされるためには、まずは士別剣淵から多寄間12キロメートルを着実に事業推進することが重要であります。

本年3月に発生した東日本大震災によって、高速道路が復旧作業や被災者支援の物資輸送に大きな役割を果たすなど、改めてその社会的価値が見直されています。

本年4月に国土交通省が設置した高速道路のあり方検討有識者委員会では、今後の高速道路のネットワークのあり方と料金制度などを含め、本年秋ごろまでに取りまとめを行うべき検討作業が進められているほか、同省が設置した社会資本整備審議会、道路分科会、事業評価部会では、これまでの評価の指標であった費用便益比だけでなく、安全な道路交通の確保を初め、防災機能としての評価手法が検討されるなど、高速道路をめぐる情勢に変化も見られるところであります。

このことから、士別剣淵から名寄間の早期完成と、多寄から名寄間の早期着手について、今後とも期成会を軸に国土交通省など関係機関に対して要望活動を行うとともに、地元自治体としても、地権者や事業実施主体である旭川開発建設部などと調整を進めながら、全線開通に向け努力してまいりたいと存じます。

以上申し上げ答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、士別市農畜産物加工株式会社にかかわってのお尋ねにお答えいたします。

最初に、22年度に発生した赤字解消についての考え方であります。

22年度につきましては、お話にありましたように、平成7年の事業開始以来最も多額となる約2,600万円の損失が生じたところであり、また、本年度につきましても、長引く景気の低迷や震災の影響など、経営を取り巻く状況は依然として厳しいものであります。

このため、平成23年度の事業計画では、売上げの主力である卵製品を中心としながら、地元農産物でありますバレイショやキャベツなどを主原料とした加工品の販売強化を初め、新製品の開発と販路拡大により、まずは営業収支の均衡を図ることとしております。

また、前期損失の解消に向けて、早期に経営改善を図るため、委託業務費及び機械の賃貸料を削減するとともに、7月からは、昨年高騰した鶏卵を原料とする錦糸卵について、総販売元との交渉により単価改定を行い、更に退職者の不補充により人件費を抑えてまいりましたが、

その後、受注量が改善傾向となってきたため、人員を強化し、増産体制を築くなど、収益力の向上に鋭意努力をいたしているところであります。

しかしながら、ただいま申し上げましたように、依然として厳しい経営環境下において、平成22年度までの繰越利益剰余金約2,230万円から、22年度に生じた欠損金約2,600万円を差し引いた330万円の赤字を解消するには、今後数年を要するものと見込まざるを得ない状況となっております。

次に、米粉製粉機の設置にかかわってであります。

平成22年第4回定例会において、丹議員から米の消費拡大策としての米粉の普及について御提言をいただき、市といたしましても、米の消費拡大や地産地消の観点から、米粉の普及や販売も含めた需要の拡大に向け、効果的な設置場所等について検討してきたところであります。

そこで、農畜産物加工株式会社に機械を設置したことについてであります。先ほどお話にありましたように、農産加工株式会社自体につきましては、製品のつなぎとして米粉由来のでん粉を使ったという経緯がございますけれども、米粉自体を原料として使ったといったこともございませんし、現時点でもございません。また、今回導入した製粉機につきましては、カタログによりますと、1時間当たり10キロ程度が能力ということであります。ただ、試運転したところ、20キロぐらいはひけるんじゃないかということがございますが、そういうことから、まずは市内に広く米粉というのを普及させるということを目的としたということを前提に、農産加工株式会社に機械を設置したことについてお答えを申し上げたいと思います。

当初は、市民が広く利用されている施設であります土別市農畜産物加工体験交流工房「の〜む」での設置を検討したところであります。しかしながら、本施設は販売を目的として加工品を製造することはできないものであるため、今後、米粉の消費拡大には菓子店等での活用や市民が気軽に米粉を購入できること、更には食品衛生上の観点などを踏まえたとき、食品製造を行っている土別市農畜産物加工株式会社に設置することが最善であるとの判断に立ち、本年7月に製粉機の設置工事が完了し、試運転を行ってきたところであります。

また、会社における利用の効果と経済効果についてという御質問でございましたが、安全で良食味な地元産米が衛生管理が行き届いた施設で製粉されることにより、市民が安心して活用していただけるものと考えております。当面は会社で直接お米を預かり受託製粉をすることとしておりますが、次のステップといたしましては、多くの市民が手軽に米粉を利用し、更には消費拡大が図られるよう、市内個店での販売や菓子店への販売等も計画しているところであります。

設置、試運転、調整を終えた現時点での販売実績というのはございませんが、産業フェアにおいてこの製粉機での米粉を使用したたこ焼きの試食は大好評でありましたし、また、学校給食で提供されるパンやめん類、更には揚げ物などに米粉を使用しての試作品づくりが現在進められており、2学期の提供を目指して準備をしているところであります。更には、市民への活用の拡大に向け、食育や地産地消の推進ということから、米粉を使った料理等の加工教室の開

催や加工グループでの使用なども検討をしていく考えであります。

今後とも、米粉製粉機の導入により、米粉が市民生活において一層身近なものとなるよう、市民への啓発を図り、利用の拡大に努めてまいります。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） 私から、小・中学校の適正配置計画の進捗状況にかかわっての御質問にお答えいたします。

まず、第1期計画の中で、地域住民やPTAの方々との話し合いをどのように進めようとしているのかとのお尋ねでございます。

中多寄小学校区につきましては、保護者から1年早く前倒しをして統合という声が寄せられたことを踏まえまして、保護者及び地域の方々にお集まりをいただき、その意向の確認をさせていただいたところでございます。その結果、当初の計画どおり、平成25年に統合を目指し、PTAや地域での準備を進めていきたいとの意思確認をさせていただいたところでございます。

そこで、今後の統合に向けての手順につきましては、保護者、当該児童・生徒が不安を抱えずに統合を迎えられるよう、小・中学校適正配置計画に沿った具体の地域ごとの実施計画策定に着手いたしているところでありまして、年内には通学手段や支援の方法などを提示をさせていただき、保護者の皆様方と十分に協議してまいりたいと考えております。また、統合後の不安解消の一助といたしまして、統合予定の学校間における交流事業の実施など、児童に安心感を醸成してあげられるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、統合に向けた工程についてであります。

1つは、教育委員会が所管する統合に伴う廃校記念式典や廃校手続の取り組み、もう一つが、PTAや同窓会、地域の方々による惜別会や記念誌などの事業の実施がでございます。このようなことから、年内にPTAや地域代表の方々及び同窓会等の皆さんとの協議を踏まえた上で、各校による閉校事業実行委員会または期成会の組織化をお願いし、地域の窓口となっただき、記念誌や惜別会など地域の特徴を生かした各種の事業に取り組んでいただきたいと思いますし、教育委員会といたしましては、設立されます期成会等としっかりと協議をし、記念誌作成費用など必要経費の予算措置を講じ、歴史ある学校の閉校を迎えたいと考えているところでございます。

また、閉校後の跡地利用も含めて協議するのかとのお尋ねがございました。

閉校を予定している学校区におきましては、学校を中心にコミュニティが形成され、地域が発展してきたという歴史がでございます。閉校後の校舎等の活用と同時に地域コミュニティが維持され、公民館分館を中心とした地域教育活動が継続されますように、しっかりと協議を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 丹議員。

5番（丹 正臣君） 以上で終わります。

議長（山居忠彰君） 13番 井上久嗣議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） 平成23年第3回定例会に当たり、通告いたしましたとおり一般質問をいたします。

初めに、地方分権3法と本市の取り組みに関する質問をさせていただきます。

本年4月28日、いわゆる地方分権3法が成立いたしました。地方のことは地方が決めるという分権の基本精神に基づき、国と地方が新たな関係を築くために踏み出した大きな一歩とも言われています。

この3法とは、1つ目が、国と地方の協議の場に関する法律で、文字どおり国と地方の協議の場を設置するものであります。2つ目が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律というもので、第1次一括法と言われています。この第1次一括法は、国が法令で自治体の施策を縛ってきた義務づけ・枠づけの見直しに関するものであります。3つ目が、議員定数の上限撤廃などの地方自治法の一部改正です。

さて、この3法の本市への影響ですが、国と地方の協議の場に関する法律は、地方の意見を国の施策に反映するための今までになかった明確なルールづくりであり、条文には「協議の結果を尊重しなければならない」と明記され、今後その実効性が注目されるところでありますが、本市としてのかかわり方は、全国市長会や全国議長会を通して意見を述べる形になるものと理解してよろしいのでしょうか。

3法で本市が最も対応を迫られるのは第1次一括法であり、また、8月26日に成立した第2次一括法では、基礎自治体への権限移譲と、義務づけ・枠づけの更なる見直しと、条例制定権の拡大も盛り込まれました。

そこで、現在、第1次一括法への対応が進められているところでしょうか、初めに、この法律の基本的な骨子、中身はどのようなものとして通達されているのでしょうか。また、義務づけ、枠組みの見直しなど本市に主にかかわるものはこういったものがあり、今後どのような工程で条例等を見直しを進めていくのでしょうか。更には、第2次一括法も含め、これら本市が制度改正などにおいて特に検討していくものがあればお答えいただきたいと思います。

地方のことは地方が決めるという分権の精神が今後更に進んでいくものと思いますが、そのかわりに自治体の自己決定力が試され、更には自己責任も大きくなります。これらは市長・行政側と市議会側の大きなテーマとして重く受けとめ、私の一般質問の初めの質問とさせていただきますが、市長のお考えも含め御答弁をお願いします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えいたします。

初めに、このたびの地方分権3法の柱の一つであります国と地方の協議の場に関する法律における本市のかかわり方についてのお尋ねがございました。

このたびの法の成立に伴い、地域がみずからの判断と責任において、地域の諸課題に取り組

むことができる体制が一層強化されたところであります。特に、自治体への権限移譲を初め、各種義務づけ・枠づけの見直し、地方税財源の充実確保等に関しては、国と地方が多面的、総合的に協議をしつつ、共通認識のもとに推進することは極めて重要となり、あわせて地方の自主性が担保されたことで、その責任の度合いもなお一層増したことになります。

そこで、今後の本市のかかわり方についてであります。地方行財政制度上の重要な課題や事業等に係る協議については、従来から北海道市長会、議長会などを通じて行っており、基本的には今後においても同様の取り組みと考えておりますが、地域独自の課題等については、今後もあらゆる機会を通じて協議すべきと考えているところであります。

次に、第1次一括法及び第2次一括法の骨子とその概要についてであります。

第1次一括法の骨子については、地方自治体の自主性の強化と自由度の拡大を図るための義務づけ・枠づけの見直しを図ることにあり、実施に当たっては、関係する災害対策基本法を初めとする42に及ぶ法整備がなされたところであります。また概要については、これまでの政省令で定められていた施設等の基準が条例で規定できるようになる施設等設置管理基準の見直し、協議、同意、許認可、承認のあり方についての各種許認可事務の見直し、策定義務の規定を廃止する計画等の策定及び手続の見直しの3項目に区分されており、住民に身近な行政は地方公共団体が総合的に担うよう改正されております。

また、第2次一括法については、権限移譲の分野で47の法整備、義務づけ・枠づけの分野で160の法整備がなされたところであり、都道府県から市町村への権限移譲のほか、第1次一括法と同様に、施設等の基準を市町村の条例で定めることができる内容となっております。

更に、本市に直接関係する内容と今後の工程についてであります。

このたびの見直しにより、直接的に本市がかかわるものとしては、第1次一括法においては、地方公営企業法を初め、児童福祉法、公営住宅法、道路法など5つの法律が該当となり、その主な内容は、現行、国の法律、省令により定められていた公営住宅の整備や入居基準については市町村に委任されることになり、11の分野での条例の見直しを予定しておりますし、児童福祉施設の整備等については都道府県に委任されるものであります。また、第2次一括法については、現在、精査の段階であります。都市公園の基準に関する条例などの見直しが必要と考えております。

次に、条例等の見直しに当たっての今後の工程についてであります。地方自治体の条例や体制整備が必要なものについては、平成25年3月31日までに対応しなければならないことから、現在、所管する部署において条例等の素案作成に当たっているところであります。素案作成の後、いち早く市民の皆様に対する説明と御意見をいただく機会を設け、検討、修正を行い、新たな条例等については24年12月の議会に提案する予定であります。

地方のことは地方が決めるといった分権の基本方針に基づき、このたびの地方分権3法が成立したところであります。各種法令において、市町村が独自に基準を定めることができることに至ったことは、国と地方の新たな関係を築くことを目的とした精神そのものと考えます。

このようなことから、都道府県に対して権限が移譲されるものについては北海道との協議を行うとともに、市町村に移譲されるものについては、地域の実情や住民の声を十分に反映し、住民サービスの向上につながることを基本に、市民の皆様に対する説明、協議に力を注ぎながら、条例等の素案作成に当たってまいりたいと存じます。

国と地方の協議の場が設置されたことにより、地方がどのように主体性を発揮していくのか、また、義務づけ・枠づけの見直しによる自主性の強化、自由度の拡大に伴い、自治体としてどのような役割と責任を果たしていくのか、こうしたことを念頭に今後の対応に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） 2番目の質問として、士別市中心市街地交流施設「ぷらっと」に関する質問をいたします。

市民からの公募で決められた愛称「ぷらっと」と名づけられたこの施設は、平成15年2月にオープンして9年目を迎えています。当時、中心市街地に唯一残っていた公衆浴場が廃業し、ぷらっとの入浴施設機能は、その補完を初め、日々、市民が気軽に利用できる浴場として、現在まで多くの市民に利用がなされてきたところであります。このぷらっとは、士別市中心市街地交流施設という施設名があらわすように、中心商店街が中核となる地域の方々が主体となり、各種イベントや行事を通じた交流の場所として、また情報発信の拠点として、早くから交流的な施設の要望が出されていたものが具現化していったもので、当初なかった入浴施設機能が具体的計画段階で追加されたものと聞いております。

また、そのような流れから、このぷらっとは、士別市中心商店街振興組合が指定管理者として受託したのが経緯と理解しています。しかし、いざ運営が始まりますと、入浴者が出入りする中でのイベントや会議はやりづらい、休憩場も含めた入浴施設部分を除くと使える面積は狭隘で、利用目的が限定されるなど、結果的に中心市街地の交流施設としての使われ方はほとんど使われずにきたとお聞きしています。つまり、ぷらっとは、入浴施設の機能がそのすべてといった状況がこのところずっと続いていたのが実態であります。

しかしながら、指定管理者である士別市中心商店街振興組合の現理事長は、指定管理者を受託した責任感と献身的な取り組みで、この入浴施設の維持管理に努めていただいています。常駐パート1人で窓口業務などを行うこのぷらっとでは、ボイラーの不調などのあらゆるトラブルや日常の比較的軽微な補修作業など、理事長みずからが駆けつけてそのほとんどを対処するなど、御本人の手間と時間を惜しまない対応の中でぷらっとの安定運営が続けられてきたのは紛れもない事実であります。

さて、今年度末である来年3月末に、振興組合の現理事長の任期が終了し、あわせて、ぷらっとの今期の指定管理契約期間の3年間が終了いたします。この年度末をもって現理事長が退任をされる意向であり、あわせて振興組合が今後もぷらっとの指定管理受託を続けていくこと

は極めて難しく、今年度限りとしたいと、6月末に振興組合幹部が市を訪れ、組合としての意思表示をされたとお聞きしています。

そこでお尋ねいたしますが、来年度からぷらっとの新しい指定管理者の選考についてどのようなお考えをお持ちなのでしょうか。対価を求めず労を惜しまない、まさにボランティア精神で管理運営をしていただいている現理事長にかわる対応をしていただける団体や法人を探すのは難しくないでしょうか。また、中心市街地交流という施設目的と乖離した団体や法人への指定管理でも問題はないのでしょうか。なぜ振興組合が指定管理の返上に至らなければならない結果になってしまったのか、本市としてはどのような分析をされているのでしょうか。

更に、さきに申し上げたとおり、中心市街地交流施設という施設名であります。現在は入浴施設機能がすべてといった状況であります。オープンから9年目を迎えた現在、本市としてはこの施設の果たしてきた役割をどう総括されているのでしょうか。

さて、地元信金の営業店舗が10月に移動オープンが予定され、旧店舗となる建物等を地域の活性化に利用してもらいたいという信金側の意向をいただき、商工会議所が中核となりプロジェクトをつくり、その利用法を協議されていくとお聞きしています。既に商店街イベント、地場産品のPRコーナー、観光の発信基地機能、展示発表の場、短期間のチャレンジショップ、地域情報の発信などなど、さまざまなアイデアが聞こえてきます。これらが具現化していくと、まさにぷらっとが目指していた中心市街地交流の施設となり得るものと考えます。

今後、振興組合や中心商店街などの意向を十分に聞くことは大前提ではありますが、私は、この信金店舗の活用法の方向性によっては、ぷらっとを中途半端な中心市街地交流施設として位置づけていくのは相当な無理があると考えるところです。そもそも指定管理者が中心市街地活性化と直接関係のない団体や法人となった場合、だれが主体となってその目的を達成させるのでしょうか。

私は、場合によっては、ぷらっとを現況に合わせて入浴施設として位置づけることも大きな選択の一つと考えますが、今後のぷらっとという位置づけをどう考えるのか、考え方をお聞かせいただき、この質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） お答えいたします。

井上議員お話のとおり、土別市中心市街地交流施設「ぷらっと」は、平成15年2月に浴場施設を併設した交流施設として、更には、あすなる公園をイベント広場と位置づけ、新たな動線を確認することで商店街を活性化し、地域住民や行き交う市民の憩いの場として設置いたし、施設の管理運営につきましては、開設と同時に土別市中心商店街振興組合と委託契約を締結、平成18年度からは3カ年の指定管理業務委託を締結し、21年度に契約更新、本年度で3カ年の契約が終了いたすものであります。

昨年5月、振興組合から契約満了となる23年度末をもって指定管理の契約を終了したい旨の申し出があり、本年度早々、改めて契約更新をお願いいたしましたが、振興組合の役員会にお

いて新たな指定管理業務の契約更新は行わないといったことが確認されたと、6月30日に報告を受けたところでございます。

そこで、来年度からのぷらっとの新しい指定管理者の選考の考え方、及び指定管理者が中心市街地活性化と直接関連のない団体や法人となった場合、だれが主体となってその目的を達成できるのか、また、今後のぷらっとの位置づけをどのように考えるかといった御質問があります。

ぷらっとの管理業務としては、浴場及びボイラー設備の保守点検を初め、利用料金の収納に関する業務や交流施設の利用許可に関する業務が主なもので、これまで施設の開場や施錠を初め、ボイラー点検、水質の管理のほかにも、軽微な小破修繕などについても、現理事長の献身的な作業により安定した施設運営がなされてまいりましたが、来年度からの指定管理体制については、現時点では白紙の状態でございます。

今後、ぷらっとの新たな指定管理者を選考していくこととなりますが、条例の設置目的にもありますように、中心市街地における市民の交流活動の推進と健康増進等を充実する公共施設を管理するには、これまで中心市街地の活性化にかかわってこられた法人あるいは団体が一番望ましいものと考えておりますが、今後、関係機関や団体などの意見も参考としながら、さまざまな角度から検討を進めてまいりたいと存じます。

また、北星信金士別中央営業部が10月11日に現在建設整備を進めている新店舗に移転することに伴い、現在の店舗を地域活性化の拠点施設の一つとして利活用していただきたいとの意向を受けました商工会議所が中心となり、具体的な利用方法について既に検討していると伺っております。その内容につきましては、観光協会による情報発信、地場産品のPR、行政や地域の情報提供など多種多様な利用が検討されており、内部改修後には、経済団体が主体となり管理運営に当たる中心市街地の交流施設となることにより、ぷらっとは中心市街地における交流施設としての役割は持ちつつも、今後とも入浴を中心とした施設として、また市民の憩いの施設として、適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、振興組合が指定管理を返上するに至らなければならない結果をどのように分析されているかとのことでございます。

平成18年から施設の指定管理を受託されてきた中心商店街振興組合にあっては、これまで長年にわたり尽力されてまいりました理事長が来年3月をもって退任され、理事長等の役員体制が変わることとなり、春先から役員会において、ぷらっと指定管理について協議がされてきましたが、平成18年の受託当時に比べ、廃業等により組合員が減少するとともに、高齢化なども進み、こういった要因もあり、引き続き振興組合がぷらっとの管理業務を受託することは非常に難しいと御判断されたものと受けとめているところでございます。

次に、オープンから9年目を迎えた現在、ぷらっとが果たしてきた役割をどう総括しているかについてであります。

まず、中心市街地交流施設ぷらっとを建設するに至った経緯であります。士別市内の最後

の公衆浴場として長年にわたり市民に広く利用されてきた千歳湯が、平成14年3月に廃業するとの申し出を受け、市としても、千歳湯を市が直営で運営する可能性及び委託方式での可能性、あるいは行政による新施設の建設などについて協議を行ってきたところでございます。その際、単に公衆浴場の再開といった視点ではなく、中心市街地活性化のため、あすなる公園を中心とするゾーンを再開することにより、商店街の振興方策との相乗効果が十分発揮できるよう、公衆浴場機能に加え、各種情報コーナーや集会、休憩スペースを有する施設として、中心市街地交流施設ぷらっとを建設したところでございます。

入浴施設の利用者は、開設以来、年間1万3,000人前後で推移してまいりましたが、ここ数年は若干の減少傾向にありますとともに、開設当初、地域や団体の会議等も開催されておりましたが、施設内は入浴施設を利用する方が横を通る構造となっていることなどから、現在では会議の利用はほとんどない状況となっております。施設として利用者の減少は否めませんが、何といっても9年前に町中から唯一の公衆浴場が廃業といった市民の不安を払拭できたことに加え、あすなる公園と一体的な利用が図られてきたものであり、建設当時の憩い、集う、安らぎのまちづくりを目指すとした建設構想の主旨は果たしてきたものの、現状といたしましては、御指摘のように、公衆浴場として市民の利便に供してきたところではありますが、当初考えていた交流施設としての機能は十分に果たしていないと考えていますので、指定管理のあり方も含め、庁内の自治体改革運営会議において検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） 再質問させていただきます。

ぷらっとをですね、建設する当時、あすなる保育所移転計画、随分おくれてきたわけですが、でも、当時からございまして、その移転後は、あいた保育所施設をぷらっとと廊下でつなげまして、そして本来の中心市街地交流施設としての機能を拡充しようという構想があったようにお聞きしております。

その後、保育所の統合や移設が、保育所の父母の方、保護者の方の慎重論等がありまして、それが延びに延びたという経緯もお聞きしておりますが、現況におきましては、そういった今後あく予定のあすなる保育所の施設とぷらっとを廊下でつなげるという構想は、既に白紙の状況であるということで認識してよろしいでしょうか。

議長（山居忠彰君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

井上議員お話のとおり、平成14年当時の建設構想の段階では、ただいまお話のありました、ぷらっととあすなる保育園を連絡通路で結ぶといった構想が確かにございました。これまで、あすなる公園を中心とするゾーンの再開といった観点から、中心商店街の振興ということで、その役割は十分果たしておりますし、公衆浴場の機能といったことでただいまお答えしたところでございますが、昭和50年に建築されましたあすなる保育園、既に36年経過ということで、

今後、新しい保育園に統合されるということで、先ほどもお答えしたとおり、北星信金さんが中央営業部の移転後に、旧店舗を経済団体が主体となって活用していくといったお話もございまして、あすなる保育園が統合移転した際には、ぷらっととの連絡通路ということは現時点では考えていないところでございます。

以上であります。

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） さきの渡辺議員を初め、6月定例会も含め、多くの議員より災害対策に関する多くの質問がされていますが、私の最後の質問といたしまして、住民データ・行政情報のバックアップ体制とみよし市との災害協定に関する質問をさせていただきます。

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本における観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸地帯を中心に多数の犠牲者を出すとともに、壊滅的な被害をもたらしました。また、その地震と津波による東京電力福島第一発電所の原発事故は、あれから半年を過ぎた現在でもいまだ完全な終息に至らず、周辺一帯の福島県住民の方々は長期にわたる避難生活を強いられているところであります。改めて被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げ、一日も早く被災地が復興することを心より祈念するところであります。

さて、この大災害において被災した自治体の行政機能の大幅な低下が、直面する住民福祉の確保やまちの復興策を推進する上において、少なからずの障害となっています。その原因の一つが、住民データや行政情報の消失です。

最も基本的な住民データは、住民基本台帳と戸籍のデータであります。総務省によりますと、今回の大震災では、岩手県の陸前高田市と大槌町、宮城県の女川町と南三陸町が、住民基本台帳の管理サーバーの使用不能に陥りました。住民基本台帳は罹災証明書発行のよりどころであり、住民票は震災であらゆる身分証明にかかわるものを失った方の数少ない証明書類となるなど、被災地の住民生活に大きくかかわるものであります。幸いこの4市町の住民データは、委託会社などにデータのバックアップがあり、完全消失は避けられましたが、被災直前の段階までの復旧は難しい状況とお聞きしています。

また、戸籍データにおいては、南三陸町のバックアップ先である仙台法務局気仙沼支局の戸籍の副本データがシステムの水没により、一時完全にデータが失われるおそれがありました。このように、国が進めてきた住基ネットはもとより、法務省が進める戸籍の全国ネットワーク化も現況では随分と心もとないものであることが、この大震災をもって国民にさらされたわけでありまして。

一方、総務省では、昨年7月30日、自治体クラウド推進本部を設置し、クラウドコンピューティングを電子自治体の基礎構築にしようとする研究が始まりました。これは住民サービスの向上と自治体業務の円滑化とあわせ、災害時のデータ復旧も大きな効果の一つとして考えられますが、研究はその緒についたばかりであり、情報漏洩対策も含め、その実現にはさまざまな検証と時間を要するものではないでしょうか。

そこで考えなければならないのは、本市において、本庁舎などが壊滅的な損害をこうむるような何らかの大災害が万一起きた場合への対策を早急かつ着実に進めていくことが、この大震災から学ぶ大きな教訓の一つと考えます。その一つが住民データ・行政情報のバックアップ体制の充実であります。ここでいうバックアップとは、当たり前ながら、庁舎内の市内近隣施設間での相互データ保存に限らず、同一災害の影響がない遠隔地にバックアップを置くことが非常に重要なことと考えますが、いかがでしょうか。

さて、さきの住民基本台帳や戸籍情報を初め、税に関するものや年金、健康保険、介護や福祉など多くの住民データが存在します。また、行政情報として、条例、要綱、規則などの例規類に始まり、膨大な書類データや会計簿や証拠書類、公共物にかかわるものなど、少し考えただけでも想像を絶するものがありますが、定期的にバックアップをとっていく必要があると考えられるものはどのようなものなのでしょうか。その中で現在バックアップされている主なものをお答えください。

また、現在、データ消失のリスクを減少させるためのバックアップ体制として、どのような手法、どれぐらいの頻度で行われているのでしょうか。

市長は、友好都市である愛知県みよし市との災害協定を結ぶ考えを表明されています。自治体の災害協定は人的支援や物的支援を中心にされますが、さきの渡辺議員の答弁でも触れられておりましたが、この機会に、遠隔地であり、友好都市締結から既に11年間の交流があり、信頼の深いみよし市との住民データ・行政情報の相互のバックアップ体制を早急に確立するべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、相互のバックアップ体制が確立された場合、バックアップデータからの迅速な復旧作業や、停電時を想定した臨時電源によるシステムの運用の検証など、両市による定期的な共同訓練体制の構築も視野に入れなければならないと考えますが、考え方をお聞かせください。

日本列島では、大きな災害はいつどこで起こっても全く不思議ではないと言われています。本市として、大災害への万全と言える方策の構築をお願いして、質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 御質問にお答えいたします。

初めに、バックアップを必要とする住民データと行政情報の主なものについてであります。

本市が管理する各種データにおいて、定期的にバックアップを必要とするものとしたまします。健康保険に関する情報を初め、介護保険、市税の課税データなど住民生活に密接に関係する住民データ及び条例を初めとする例規関係、財産台帳、会計関係書類等々の行政データであり、万が一災害が発生した場合において、行政機能の低下を最小限にとどめ、市民生活を早期に回復するために必要とされる重要なデータでありますことから、不測の事態に備え、すべてのデータを対象にバックアップ処理を行っているところであります。

次に、そのバックアップ体制とリスク分散の現況について申し上げます。

現在、各種データにつきましては、主に市税、例規に関するデータを保存する総合行政を初め、福祉、財務会計、水道、住宅等、21のサーバーに保管されており、バックアップの頻度につきましては、ほとんどのサーバーを閉庁後、毎日、更新処理を実施しております。

また、現在のサーバーの設置状況であります。本庁舎及び教育委員会の2カ所に設置し、被災時におけるリスクの分散に努めているところでありますが、一部サーバーについては本庁舎のみの設置となっている状況にあるため、データ管理の安全性を更に高めるための方策を検討している段階であります。災害等の発生時において、こうした貴重なデータを失うことは、市民生活の回復を図る上で大きな支障になりますことから、この管理体制の強化を早急に図ってまいりたいと考えております。

次に、みよし市との災害協定における相互のバックアップ体制の確立と平常時の想定訓練についてであります。

大規模な災害により被害が広範囲に及び、近隣市町村の連携が困難な場合を想定するとき、遠隔地と応援協定を締結することは極めて有効と考えております。こうしたことから、現在、友好都市であるみよし市との災害時応援協定の締結に向けた取り組みを進めているところであります。

協定の内容といたしましては、人的支援や食料等物資の送付に加えて、貴重な住民情報データ等の保管を視野に検討しているところであります。特にデータ等の保管については、大規模災害により各種データが消失した場合において、遠隔地に保管されているデータをもとに、その機能復旧に当たることを目的としており、総務省が進めている自治体クラウドが研究段階である現在においては、この手法が最も確実なものと言われております。

しかしながら、双方のシステム及び機器容量の違いから、他の自治体のデータについて、バックアップに至るまでの体制を構築するためには、新たな専用サーバーの設置が必要となり、膨大な費用負担が見込まれることから、データ管理のあり方について検討を重ねているところであります。具体的には、複数の自治体が行政事務システムを利用するクラウドコンピューティングによる方法、これは、新たなサーバーを設置することなく、遠隔地においてデータの保存が可能となるものであります。もう一つは、道内8カ所にサーバーを分散して設置し、各自自治体を初めとするデータの保存、バックアップを専門的に行う遠隔地データ分散保管システムであり、両システムともに、現在、民間企業において検討が進められております。現時点においては、こうした二通りを視野に検討を進めているところでありますが、この方向性が明らかになるまでの間は、みよし市においてデータの保管を行う考えであります。

この11月にはみよし市と災害時応援協定を結ぶ予定でありますが、人的支援や物資の支援を初め、貴重なデータの保管については、災害時のシミュレーションを行いながら、両市で定期的に点検する体制を整えてまいりたいと存じます。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） 再質問をさせていただきます。

1点だけここで確認をさせていただきたいと思いますが、先ほどの質問の中でも触れましたけれども、いわゆる被災自治体におきまして、住民基本データ及び戸籍のデータがあわや消失の危機に見舞われたということがございますけれども、そこで、本市における現況をお話ししていただきたいんですけれども、本市における住民データである住基ネット上の住民データと、それと法務省が進めていますネットワーク化の中で保管されている戸籍情報等ですが、今現在、万一災害が起きたときに、本市においてはこの復旧においても安心できる状況となっているのかどうかお答えいただきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） ただいまの再質問の関係、戸籍と住基のほうですので、担当の市民部のほうからお答えさせていただきます。

戸籍と住民基本台帳、同じような市民の住民データなんですけれども、法律上の扱いでは大きく異なっています。まず戸籍のほうなんですけれども、戸籍の場合、うちで電算処理していますけれども、電算処理する場合は、戸籍簿あるいは除籍簿等、それらについてはバックアップをとって市役所に保管する。そして更に、それらの副本を管轄法務局、土別の場合、名寄法務局になりますけれども、そちらのほうに副本を備えることが定められています。現在、この法律に基づきまして、市役所のほうにはバックアップデータ、磁気テープで起こして、それを耐火金庫のほうに保管しております。これで1カ月分まではさかのぼれることになります。例えば、市役所がだめになった場合であっても、だめというか、耐火金庫に置いているデータもだめになったということがあったとしても、名寄の法務局のほうに副本、これは1年に1回、役所と同じものがあります。それをもとに再生をしていくことになろうかと思えます。

ただ、今回の大震災のように、役所と法務局がすぐ近くにあって、万が一同時に戸籍データがなくなるというようなことが想定されますけれども、その際に、市のほうでもう一つバックアップをつくって、これを例えば遠隔地に預けるとか、自治体クラウドのほうに預けたいというふうに、それができるかということになると、今の法律のほうでは戸籍データについては市役所あるいは法務局、その庁外に持ち出すということが原則禁止をされております。本州のほうで、市役所と法務局がすぐ近くにある場合、特別な法務大臣の許可をもらって、あるいは特区の申請をして、データを預けているという実態もあるようですけれども、それについては保管条件がかなりハードルが高い。窓のない建物で湿度、温度というのを一定の条件と、全部定められているというような状況になっております。

それで、市としても今現在、バックアップを入れている耐火金庫の再度それが大丈夫なのかという検討は急ぎたいというふうに考えておりますけれども、まず戸籍の場合は、国の事務でありますので、法務局のほうに、国の責任で法務局に残しているものについては、必ず保管が万全になるということは市町村としては強く要望していきたいというふうに考えております。

それと、住民基本台帳のほうですけれども、これも戸籍と同じ重要な情報になりますけれど

も、こちらにつきましては市町村事務であります。先ほどお話にありました、今、住民基本台帳ネットワークで全国的につながっておりますけれども、こちらのほうに残る情報は、住基の全16情報のうちの基本的な4情報しか残らないということになっています。

現在、市のほうでは、先ほど総務部長のほうからお答えいたしておりました一括したサーバーの中で取り扱っております。この住基については、1週間分のバックアップデータを磁気テープに起こしまして、これについて耐火金庫に保存しているというような状況になりますけれども、今回の震災のことを考えますと、こちらにつきましては、更にまた別なバックアップデータをつくって、先ほどのクラウドコンピューターなりデータの保管会社、そちらのほうに預けるといったようなことを、先ほどの総務からの答弁とあわせただ中で、一体的に早急に対策を講じなければならないと考えております。

以上の再質問の答弁とさせていただきます。

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） 以上で終わります。

議長（山居忠彰君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時04分休憩）

（午後 1時30分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番 十河剛志議員。

2番（十河剛志君）（登壇） 平成23年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

私は、一問一答方式で行います。

第1項目めは、ビートまつりについて質問いたします。

去る6月26日、日甜士別工場の敷地内におきまして、創業以来75年にして初めて士別ビートまつりが開かれました。行政報告では、国内最北の製糖所を有する砂糖のまち士別を広くPRすることを目的に、市及び日甜士別製糖所を初め、農協青年部や青年会議所を中心に、多くの市民や団体などが連携し、国内初の士別ビートまつりであり、市民を初め、道内各地から約3,000人が参加して、意義深いイベントとなったと評価しております。

私も、ビートを生産する農業者、菓子商組合を中心とする商業者、消費者である一般市民、そして施設提供を初め、まつり実行主催の中心になって御協力いただいた日甜士別製糖所と職員、関係者の総結集の成果と、心から敬意をあらわす次第であります。

私は、本会議において士別ビートまつりの成果について議論をいたしたいと考え、市担当部局がどのように成果判定されているのかをお聞きしたところ、士別ビートまつり実施結果シート集計表を出して、7項目にわたって、実行団体ごとに意見集約して判定した結果をお聞きす

ることができました。

集約された意見は、おおむねよかったという意見に集約されているように拝見させていただきました。この中で、1つには、問3の実行委員会関係で、市、日甜、役員の調整不足など事務局と実行委員会での疎通が不十分という意見、関連して、問4の取り組み期間では、不十分と答えている団体が5団体ありましたが、市当局ではどのように判定されているのかをお伺いしたいと思います。

2つ目は、最後に全体を通して何でも気づいたことなど記入してくださいの項目には、開催のあり方について、2年に1度、4年に1度、3年に1度、2～3年に1度などの答えがありますが、土別市が中心的な役割を担って毎年開催する考えはあるのか、また、次期開催はいつが妥当だと考えているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

また、3年に1度など複数年に1度という意見には、実行団体の経費負担などがあるとするならば、せっかくの全国初めてのビートまつりでありますから、寒冷地作物の輪作作物としての主要作物であり、北海道民全体が日本の食料基地、北海道農業を守る手法として、更にはT P Pの動きから北海道農業を守る視点もあわせ、困難な課題ではありますが、関係諸団体・機関との共同作業として、北海道内3社8製糖所を拠点として、事業者、生産者、商業者、住民などが一体となったサミット方式で実施することを土別市が発信者となって、その役割を担ってはいかがかと考えますが、いかがでしょうか。

また、土別ビートまつりについては、実施結果点検シートによりきちんと成果判定をされております。私は、この手法で事業ごとに成果判定を実施することが、次の事業の成果に結びつくものと考えております。すばらしい結果シートだと思います。各事業においても実施結果点検シートを実施して、今後の事業の成功に結びつけてほしいと思います。

以上で土別ビートまつりの質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

本市におけるてん菜は、寒冷地農業における基幹作物として、収益性や輪作体系を維持するためには欠かすことのできない作物であり、更に国内最北の製糖所を有する砂糖のまち土別にとっても、雇用や運輸など地域経済の振興を図る上で極めて重要な作物であることは申し上げるまでもありません。

こうした国内最北の製糖所を有する土別市の取り組みを広くPRすることを目的に、市及び日甜土別製糖所を初め、農協青年部や青年会議所を中心に、多くの市民や団体なども連携し、国内初となる土別ビートまつりが去る6月26日に開催されたところであります。

まず、ビートまつりを検証するため行ったアンケートの調査結果をどのように判定しているかであります。

当日は、晴天にも恵まれ、市民を初め、道内各地から約3,000人の方々の来場をいただき、工場施設見学会や菓子商組合による菓子の実演販売を初め、ビートに関するさまざまな催しも

行われ、更に高原北海道副知事や水間北海道農政事務所長など多くの来賓を迎えて開催できたことは、砂糖のまち土別をPRできる絶好の機会となり、所期の目的が十分達成されたところでもあります。

そこで、アンケート調査から寄せられた実行委員の声としては、初めて実施するイベントであるにもかかわらず準備期間が短い、実行委員の意思疎通を図る中で十分な検討期間が必要などの意見があったことは、イベントの開催方法や実行委員会の体制、更には開催予定時期等の概要検討に至るまで事務局段階で時間を費やしたものであり、今後は実行委員での協議時間等の確保は十分留意しなければならないものと考えているところでもあります。

また、その他の意見としては、土別市民の日甜に対する理解を深め、地域活性化という意味合いでは十分成功した。準備開始のおくれはあったが、3,000人も市民が会場に足を運び、日甜に親しんだ意味は大きいなど、目標は達成できたと評価する意見もあり、改善を求める意見や前向きな意見はいずれも貴重な声と受けとめ、今後のイベント実施に向け十分生かしてまいりたいと考えております。

特に実行委員の一員でもあります農協青年部のメンバーにあっては、春先から天候不順が続き、農作業が忙しい合間を縫いながら夜の会議に出席されたわけではありますが、ほかにも青年会議所、更には青年ドットコムなど市内の青年が中核となり、各種イベントの企画を初め、当日の運営に当たっていただいたことで若者同士の新たな人的ネットワークも築かれ、その後の旧市立図書館跡地で開催されたビアガーデンなどに至ったことは、まことに意義深く、これらの異業種交流の拡大に今後期待をいたすものであります。

また、今回のビートまつりが大きな成果を上げ終了したことに対し、小笠原社長が来市され、実行委員会に対し感謝の言葉がございました。私からも日甜土別製糖所の社員や家族、会社が総力を挙げて取り組まれたことが大きな要因であることを申し上げるとともに、今後におけるてん菜振興策や本市のまちづくりへの連携に向けて、意見交換をさせていただいた次第であります。

次に、次回のビートまつりの開催についてであります。

日甜土別製糖所は、本市の誘致企業の中でも歴史があり、地域産業や経済の振興、また雇用の面においても重要な企業であり、砂糖のまち土別を改めて市内外にアピールするとともに、地域の活性化を図ることを目的に初の開催となりましたが、次回の開催については、アンケート調査においても、先ほどお話のとおり、複数年に1度といった声があることを踏まえ、今後、土別製糖所を初め、関係団体等の意見も伺いながら十分検討してまいりたいと考えております。

次に、日甜を初めとする糖業者と製糖所を有する自治体や生産者、市民などが一体となった（仮称）ビートサミットの開催に向け、土別市はその役割を担ってはとの御提言であります。

てん菜は、北海道でのみ作付されている作物ではありますが、寒冷地農業における基幹作物として、収益性や輪作体系を維持するために欠くことはできない作物であることから、北海道を初め、糖業者、JA北海道中央会、北海道農民連盟、てん菜協会などで構成されている「て

ん菜の明日を考える会」が中心となり、作付面積の確保に向けさまざまな取り組みが行われてきた結果、北海道においては、本年度から導入された畑作物の戸別所得補償制度の中で、作付が減少しているてん菜を産地資金の対象作物に位置づけられ、国産砂糖の安定供給を図ろうとしたところであります。

しかしながら、今後ともてん菜が産地資金の対象作物であり続けることは不明確であり、仮にこうした優遇措置が撤廃された場合、作付面積の減少など、その影響ははかり知れません。とりわけ、新たな内閣の発足に伴い、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉の行方を含め、農業政策の動向が注目されているだけに、まずは製糖工場を有する道内自治体同士が連携しながら、北海道農業におけるてん菜の重要性を国に対し提案していくことが何よりも重要なことと考えているところであります。

したがいまして、御提言いただきましたビートサミットにつきましては、その開催を視野に入れながら、まずは北海道やてん菜協会の助言もいただきながら、関係自治体を初め、糖業者や生産者から成る、ビート生産振興のための推進組織設立に向け鋭意努力してまいりたいと考えているところであります。

これまでも各イベントが終えた際には、反省会や今後の課題について実行委員会等で検証されてきたところでありますが、今回実施した点検シートは、各団体が項目に従って具体的な検証が可能となりますことから、今後、他の各種イベントにおいても、こうした手法も含め、効果的な検証に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 十河議員。

2番（十河剛志君）（登壇） 2項目めの質問は、土別市の公共トイレについて質問いたします。

1つ目のオストメイト対応トイレについてお聞きいたします。

本市は、各施設及び公衆トイレに車いすに対応しているトイレは54カ所あります。オストメイトに対応しているトイレは5カ所しかありません。近年、土別市が建設した施設には、高齢者や障害のある方のためにバリアフリー化が進み、車いす対応のトイレは設置されております。

オストメイト対応のトイレについては、土別市文化センター、総合体育館、市立病院、あさひサンライズホール、朝日の和が舎の5カ所と、まだまだ設置がされていない状況です。オストメイトとは、直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の排せつ口を増設した人をオストメイトといいます。国内には20万人から30万人のオストメイトがいると言われております。土別市では46の方がおります。オストメイトの人は、括約筋がないため、便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿をためておくための袋、パウチを腹部に装着しています。パウチにたまった排尿物は一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があり、このときにパウチや腹部を洗浄することもあることから、特別な設備を備えたトイレがオストメイト対応といえます。オストメイトの方々は、外出のときに不安と緊張からトラブルを起こしやすく、常にアクシデントを心配し

ながら外出しています。例えば、排せつ物やにおいが漏れた場合、パウチの交換ができる場所があるか問題になり、一般のトイレでは緊急処理が容易ではなく、困窮していると伺いました。

士別市は、人づくり・まちづくり推進計画を基本に、生涯学習のまちづくりを推進しておりますことから、生涯学習センターなどにオストメイト対応トイレを設置し、オストメイトの方々が生活の質的向上を図ることにより、社会復帰を促進し、安心して暮らせる環境を整えられると考えますが、いかがでしょうか。オストメイト対応のトイレの設置についてはどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

2つ目に、士別市内には公衆トイレ、街区公園のトイレなど数多くありますが、その中には老朽化をしていたり、手洗いがついていないなど、今の時代にそぐわないようなトイレもあり、トイレの改修、改築の計画はどのようなになっているのかお聞かせください。

2005年に第一生命が全国に居住する20歳から79歳の男女に、公共トイレに関するアンケート調査を実施した結果で確認できたことは、公共トイレは4K、つまり、汚い、臭い、怖い、暗いに象徴される衛生面や安全面の問題は大きく、その改善が望まれているということです。特に女性からは、公共トイレの安全性の確保が強く求める結果となっております。

3つ目に、中央公園に設置しているトイレについてお聞きいたします。

中央公園のトイレは、西側と南側に2カ所の入り口があり、西側から入ると正面に和式のトイレ2カ所、南側から入ると小便器が2カ所設置してあります。入り口には男女の表示もなく、トイレの中は壁の仕切りもなく、どちらからも入ることができる状態になっており、手洗い場も設置されておりません。女性の利用者からは、とても不親切で使いたくないので、総合体育館や文化センターまで行くということ聞いたことがあります。防犯の面からも衛生の面からも、トイレの改築を考えてはいかがでしょうか。

中央公園は、士別市最大のスポーツイベント、サフォークランド士別ハーフマラソン大会や産業フェアなどが行われる会場でもあり、今年のハーフマラソン大会では2,032名の参加者もありました。また、そのうち士別以外のランナー1,880人が訪れてきていることから、中央公園のトイレが士別市や大会のイメージを左右し、集客などにも影響するという観点から、施策やビジネス戦略の上でその整備が必要と考えます。また、少子高齢化への対応、防犯、防災、環境保全などさまざまな社会的側面においても、だれもが安心して使える公共トイレの重要性が認識されている今日、早急な対応をお願いしたいと思います。

以上、公共トイレについて質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 初めに私から、オストメイト対応トイレについてお答えをいたします。

本市では、障害者や高齢者を初め、すべての人々が住みなれた地域において安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを目指して、平成15年に士別市福祉のまちづくり条例を制定し、人にやさしいまちづくりに取り組んでおります。この条例には、施設の整備基準を設けており、

公共的施設の新築や大規模な修繕等の場合には、一定の基準により、バリアフリーやエレベーター及び自動ドアなどの施設整備を行うよう規定いたしております。この中で、車いす用トイレや人工肛門などのオストメイト対応トイレにつきましても整備するよう努力義務を定めており、これに基づき、本市の公共施設におけるオストメイト対応のトイレは5施設に設置いたしているところであります。

そこで、公共施設のオストメイト対応トイレの設置について拡大すべきとのことについてであります。

オストメイトの方々は、内部機能障害による身体障害者手帳の交付を受けておりますが、外見上では障害のあることがわからないことと、更に、オストメイトの方が人工肛門などの障害について余り語られないのが現状であり、このため、社会的な理解や認識が薄く、全国的にもオストメイト対応トイレの設置は少ない状況となっております。

こうした中で、オストメイトの方々は、日常生活を過ごす上で腹部にパウチを装着し、たまった排せつ物を一定時間ごとに廃棄し、パウチや腹部を洗浄しなければなりませんし、ときにはパウチの装着が不十分であったり、排せつ物の状況や急激な動作等によりパウチが外れ、便や尿が漏れてしまう場合もあるなど、外出や社会活動を行う上で大きな制約を受けているところであります。このようなことから、自立と社会復帰のために懸命に努力されているオストメイトの方の社会活動や余暇活動などについて、社会環境を整備することによって支えることが極めて重要なこととなっております。

したがいまして、十河議員の御提言を踏まえ、オストメイト対応トイレの設置につきまして、今後、公共施設の新築や大規模な修繕時の設置に加え、不特定多数の方が利用する生涯学習情報センターなどへの設置について検討いたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げ答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、街区公園トイレと中央公園トイレについてお答えいたします。

最初に、街区公園のトイレについてであります。本市の街区公園整備は、昭和45年度から国の補助制度を活用し、順次整備してきたところであり、トイレの設置についてもあわせて整備してまいりましたが、当初はすべてくみ取り式であり、簡易トイレが大部分を占めている状況でありました。その後、下水道の整備促進により、一般家庭において水洗トイレが普及してまいりました昭和50年代後半からは、公園等のトイレにつきましても、衛生的な水洗トイレの整備が求められるようになってきたところであり、順次設置に取り組んでまいりました。特に平成12年から17年には、年次的な整備計画を立てくみ取りトイレの建てかえ改修や新設によって、市内街区公園21カ所中、18カ所の水洗化が完了したところであります。なお、未設置の3カ所につきましては、近隣の児童館や公共施設のトイレを利用いただいている状況であり、開拓記念公園及びあすなろ公園は、公衆トイレとして車いす対応の多目的トイレも整備しており、

多くの市民に利用されているところであります。

しかしながら、完成後相当の年数が経過している一部のトイレでは、老朽化が進んでいることに加え、男女兼用となっているものや手洗い設備が完備していないものなどもあり、今後、公園全体の再整備を進めるため、公園施設長寿命化計画策定に取り組んでいるところでもあり、トイレの改修についてもあわせて整備してまいりたいと考えているところであります。

次に、中央公園のトイレについてであります。このトイレは、昭和60年に木造の既存くみ取り式トイレを解体し新たに建設したもので、比較的早い時期に整備した水洗トイレであります。当時は、公園の中央に築山滑り台があり、その他の遊具も整備されていまして、児童公園として子供たちの利用が中心となっていたものでありまして、今日のようなイベントでの活用を想定していなかったこともあり、お話のとおり、出入り口は2カ所設けてありますが、男女の区別もなく、和風大便器2カ所のロータンクは手洗いつきとなっておりますものの、専用の手洗い設備もなく、現在では使いにくいトイレとなってまいりましたので、特にこのトイレの整備は急がれるものでありますので、車いす対応の多目的トイレも含め、バリアフリーに配慮した衛生的で安心して使用していただけるようなトイレへの改修整備について、長寿命化計画策定を待たずに取り組みたいと存じます。

今後も、都市公園整備を計画的に進めながら、市民を初め、本市を訪れる方々が利用しやすい施設整備に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして御答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 十河議員。

2番（十河剛志君） オストメイト対応トイレについて再質問させていただきます。

これから生涯学習センターなど施設に設置を検討していくという答弁をいただきましたことに、感謝申し上げます。

私もオストメイトの一人であります。ただ、まだ土別市内に設置しているトイレがあることも知らなかったもので、まだ使ったことはございませんが、これからできたら使ってみたいと思います。

今回この調査に当たり、5カ所の設置していることを知りましたので、文化センター、体育館、市立病院を調査してきました。文化センター、総合体育館は、トイレに案内用の図記号もありわかりましたが、市立病院については、オストメイト対応トイレは2階の東病棟の奥のトイレで、表記もなく、院内の案内図にも表示がありませんでした。私の推測ですが、病院職員、関係者のほとんどがオストメイト対応トイレが設置してあることも認識していないと思います。市立病院ではストーマ外来も開設しており、オストメイトの人が来院することも多いと考えられますので、せっかくオストメイト対応のトイレが設置してあるにもかかわらず、案内できないのはいかなるものかと考えますので、その施設で働いている職員、関係者がオストメイトのことを理解し、案内できる体制を整えていただきたいと思います。

それと、オストメイトの市内に設置箇所をこれから増やしていただく、検討していただき

いんですけれども、設置場所についてオストメイトの方に周知していただきたいということをお願いしたいと思います。オストメイトの方々には年2回、保健福祉の窓口で装具の申請のため訪れますので、そのときでも設置箇所の案内をしていただきたいと思います。

それと、もう一点、最後ですけれども、市外から訪れるオストメイトの方もおられると思いますので、インターネットなどでオストメイト対応トイレの設置箇所の周知をしていただきたいという、その3点をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

議長（山居忠彰君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） 私のほうから病院に関してお答えしたいと思います。

市立病院にあるオストメイトトイレにつきましては、これまで2階東の精神科病棟があったわけですが、平成15年に療養病棟に改修したのに合わせまして、2階東の奥にある身障者トイレの中にオストメイトトイレを設置したものでありまして、その利用につきましては主に療養病棟の患者さんを対象として考えていたわけですので、外来から来られた方につきましては、2階東の奥にある、こういったことからしてわかりづらいといったことがあったかと思っております。

それで、今後の対応でございますけれども、新たにオストメイトのトイレを例えば外来のトイレにつけるとなると、ちょっとスペース的な課題があって、これは難しいことがありますので、病院内にオストメイトトイレがあることをわかりやすく表示するとともに、利用される場合には、例えば案内窓口や、あるいは病院職員に言っていただくことで、利用される方を案内していく、こういったシステムをつくっていきたく、そういうふうを考えております。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） オストメイトの方々に対します対応トイレの普及についてお答えをさせていただきます。

オストメイトの方々には、人工肛門だとか、それから人工膀胱をつけられるときには、新たに身体障害者の手帳の交付においてになりますことから、そうしたときでありますとか、それから、今、十河議員がお話がありましたように、蓄便袋とか蓄尿袋、これがですね、これ手帳を所持されている方でもありますけれども、その手続に福祉課のほうにおいてになりますので、そうした際にですね、どここの施設にオストメイト対応トイレが設置されているよといったことをパンフレットに書いて、それをお渡しをしてですね、そのオストメイトの方々に対してオストメイト対応トイレの周知に努めてまいりたいと思っております。

それから、市外の方々に対する周知の関係でありますけれども、市外の方々には、本市の施設にですね、どこにオストメイト対応トイレが設置されているかといったことについてはやっぱりわかりませんので、早急に、ホームページにわかりやすく、このオストメイト対応トイレがどこの施設にあるといったことを掲載いたしまして、市外の方に対して徹底して周知をいたしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 十河議員。

2番（十河剛志君）（登壇） 3項目めの質問は、防災についてお聞きいたします。

1つ目に、被災者支援システムについてお聞きいたします。

被災者支援システムは、阪神・淡路大震災で破壊的な打撃を受けた西宮市が開発をいたしました。被災者の生活再建に向けて必要になる膨大な行政事務を効率的に行うため、西宮市の職員が試行錯誤を繰り返して、震災から10日ほどで構築し、約1カ月後から稼働させました。実践の中で活用され、被災者の支援や復旧・復興業務に大きな効果を発揮いたしました。当初、手作業で7時間ほどかかっていた罹災証明書の発行が、1時間程度に短縮できたといえます。災害発生時の住民基本台帳のデータベースに被災者台帳をつくり、家屋の被害、避難先、犠牲者の有無、口座番号、罹災証明書の発行状況などを一元的に管理します。氏名などを端末に打ち込めば、被災者関連の情報がすぐに見つけ出すことができます。

義援金の支給が滞る最大の原因は、事務作業のおくれであります。今回の震災後、導入への機運が高まり、東北3県で30近い自治体が、そして全国各地でも約250を超える自治体が既に導入あるいは準備を進めております。福島県須賀川市も、震災後に同システムを導入した自治体の一つです。罹災証明書の発行と義援金の支給の担当課が、震災により庁舎が被害を受けたことで、別々の場所に分かれざるを得なくなりましたが、確認作業などに手間取ることなく、罹災証明書の発行と同時に義援金が振り込まれるようになったそうです。

自然災害はいつどこで起こるかわかりません。災害時、行政に求められることは被災者への素早い支援やきめ細かい対応でありますので、被災者支援システムが土別市の災害時のシステムとして見合うか、平時の今こそ検討し、土別市の防災システムとして合致していれば、導入、運用していくことは極めて有益だと考えますが、導入についての考えをお伺いいたします。また、全国サポートセンターにおいて被災者支援システムの各機能を体験できるデモサイトを設置しておりますので、そのデモサイトを活用して導入についての検討をはいかがでしょうか。

2つ目に、レスキューベンチについて質問いたします。

東日本大震災以降、数々の防災に関する機材、用品が開発されております。その中に、レスキューベンチというものがあります。ふだんは通常のベンチとして使用ができ、急病人や災害などにより負傷者が発生した際には、救急担架へ早変わりするものであります。平時は体育施設やイベント会場にAEDとセットで設置して、傷病者に備えて配置し、災害時に避難所などに集め、急病人が出たときのために利用すれば、救急や災害時に有効と考えます。また、体育施設設置時には、担架でも利用できること、防災備品であることを表記して、防災認識の啓発にも役立てていけるのではないかと思います。

土別市も、防災関連備品として、発電機を初め、水中ポンプ、投光機、毛布、非常食などを備えております。防災資材の一つとして設置を考えてはいかがでしょうかと思いますが、お考えについ

てお伺いし、防災についての質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 御質問にお答えいたします。

防災についてであります。被災者支援システムについては、現在、財団法人地方自治情報センターを通じて、地方公共団体が無償で利用できるよう整備されております。このシステムのメリットであります。システムの構築が短時間で可能となっており、被災後素早く稼働できるため、大規模災害により多数の被災者が発生した際には、その罹災証明や義援金の配付等において、迅速かつ的確に対応できることが挙げられております。

これまで士別市においては、通常時から使用しているコンピューターソフトで被災状況の整理などを行っております。平成16年に台風18号により全市的に発生した風による災害では、12人の負傷者のほか、700件を超える建物被害や1,200件を超える農業施設の被害など大きな被害が発生したところであり、このときには職員による現地調査を行い、被災状況の取りまとめや罹災証明の発行、税の減免措置などについて、通常業務で使用しているコンピューターソフトやシステムを用いて対応したところであります。

さきの被災者支援システムについては、お話にありましたように、東日本大震災後、多くの自治体が導入しているところでありますが、本市が活用するということになりますと、システムの根幹となるサーバーコンピューターの新設が必要となるため、費用負担も含め、検討すべき課題もあります。このたびの震災を通じて、被災者への迅速な支援を行うためには、被災者の情報を的確にそして迅速に把握することが重要であることが明らかになったところであり、今後においては、十河議員のお話にもありましたように、被災者支援システムのデモサイトを活用して、従来のシステムとの比較検討を行いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、レスキューベンチの設置についてであります。

本市においても、発電機や水中ポンプ、投光機など、災害の際の緊急対応のための各種防災資材を備えておりますが、これら資材につきましては、今後もその性能や数を充実していく必要があると考えております。

その中で、レスキューベンチの設置をとの御提案であります。緊急時には担架としての利用が可能なことから、特に避難所における負傷者の搬送に有効なものと考えております。この設置については、平常時には管理者のいる場所への設置が基本となりますことから、その利用頻度や有効性について、各種施設や消防とも協議を行いながら検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げ答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 十河議員。

2番（十河剛志君） これで私の一般質問を終わります。

議長（山居忠彰君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

(午後 2時12分散会)